

さ情審査答申第65号  
平成22年5月27日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

### 答 申 書

平成21年12月8日付けで貴職から受けた、「さいたま市税情報システム」による「窓口閲覧用登記事項台帳」のために作成した電磁的記録（以下「本件対象行政情報」という。）の非公開決定に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成21年10月16日付け財税固第1166号によりさいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

#### 第2 異議申立人の主張の要旨

##### 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の公開請求に対し、実施機関が行った本件処分について取り消し、本件対象行政情報の公開を求めるものである。

##### 2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、おおむね以下のとおりである。

「登記事項閲覧台帳」及び「家屋価格等縦覧帳簿」は行政情報ではないか

ア さいたま市の公式サイトにおいて、「固定資産税」の案内を見ると、「課税台帳の閲覧」「縦覧帳簿の縦覧」とあって、「台帳」「帳簿」の存在が認められる。更に、さいたま市の「行政情報目録（ファイル基準表）」においても、「家屋価格等縦覧台帳」等は登載されている。

何を以って「行政情報ではない」というのか、理解に苦しむ。

「登記事項閲覧台帳」及び「家屋価格等縦覧帳簿」の電磁的記録は存在しないか

ア 実施機関は、「台帳作成のために電磁的記録は作成していない」としているが、もしそれを肯定するとしても「作成したが保存していない」と言うべきである。いったん作成した電磁的記録を「保存」していないということは通常では考えられない。

イ 台帳を「さいたま市税情報システム」から出力しようと思えばいつでもできるということであれば、それ自体が今回請求している行政情報なのであって、「新しい文書の作成」には当たらない。存在する「税情報システム」から、縦覧に供した時と同じ内容のものを抽出するだけで可能なのである。

ウ 「さいたま市税システム再構築委託契約書」においては、その「第2編 システム機能仕様」で、「簡単な操作で、データベースから必要なデータを抽出し…」などなど、いつでもどのようなデータでも設定・抽出できる機能を備えていることを示している。

「家屋価格等縦覧帳簿」は地方税法の規定により、情報公開の対象とはならないか

ア 地方税法第415条において「家屋価格等縦覧帳簿」の作成が義務付けられ、同法第416条によってその「縦覧に供すべきこと」が規定されている。

一方、条例第27条(他の制度との調整)においては、「この条例は、他の法令等の規定により行政情報の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本等の交付の手続きが定められている場合については、適用しない」とある。地方税法においては「帳簿の作成」「縦覧に供すべきこと」は規定されているが、「縦覧や交付の手続き」までは定められていないのである。よって「地方税法の規定により」というのは間違いである。

イ 異議申立人の請求は、「閲覧、縦覧」ではなく、「行政情報」としての「家屋価格等縦覧台帳」若しくは「登記事項閲覧台帳」に登録・記載されている「所在、家屋番号、種類、構造、床面積」の一覧であるから、当然条例に基づかねばならない。「地方税法により作成・整備が義務付けられている行政情報の情報公開」が求められているのである。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のとおり説明している。

- 1 『「登記事項閲覧台帳」及び「家屋価格等縦覧帳簿」は行政情報ではないか』との主張について

平成21年11月13日付けで「登記事項閲覧台帳」及び「家屋価格等縦覧帳簿」の名称が確認できる公開用目録（ファイル基準表）の写しを情報提供として、異議申立人に送付しており、情報公開制度は適切に運用されている。

- 2 『「登記事項閲覧台帳」及び「家屋価格等縦覧帳簿」の電磁的記録は存在しないか』との主張について

「登記事項閲覧台帳」は、ホストデータから必要な情報を用紙に直接印字して作成されるため、電磁的記録として作成されない。このため、実施機関が「登記事項閲覧台帳」を電磁的記録として組織的に保有することがなく、本件対象行政情報は存在しない。

抽出とは、ホストデータつまり課税のデータベースから特定の情報のみを選択、収集して、電磁的記録として作成する機能及び作業のことである。抽出は、コンピュータプログラムを作成する技師が必要となるため、実施機関が委託しているシステムエンジニアに依頼して行うが、本件公開請求書が提出された時点において、電磁的記録として組織的に保有していない行政情報をホストデータから抽出して公開することを、本市の情報公開制度では想定していない。

- 3 『「家屋価格等縦覧帳簿」は地方税法の規定により、情報公開の対象とはならないか』との主張について

職員が事務の手続きをどのように執行するかの定めが法令等に具体的に記述がなくとも、地方税法は縦覧帳簿を納税者の縦覧に供することを規定しており、当該事務が執行されることが明らかなことから、「家屋価格等縦覧帳簿」の縦覧は、条例第27条に該当する。ただし、本件対象行政情報は、地方税法に基づく「家屋価格等縦覧帳簿」ではなく、「登記事項閲覧台帳」の電磁的記録の公開が求められているため、この解釈については、本件請求に対する公開・非公開の判断には影響しないものである。

#### 第4 審査会の判断の理由

- 1 「登記事項閲覧台帳」及び「家屋価格等縦覧帳簿」について

異議申立人は、異議申立ての理由 において、「登記事項閲覧台帳」や「家屋価格等縦覧帳簿」が行政情報ではないかどうか、を問題にしていた。

「登記事項閲覧台帳」とは、法律で義務付けられた制度ではなく、実施機関が従来から市民サービスとして、年に1回作成し、一般に公開しているものである。対象者の制限はなく、台帳1冊につき150円の手数料を徴収し、誰でも閲覧することができる。用紙に印字された台帳であり、内容としては、「所在地番、家屋番号、延床面積、築年、用途、構造、所有者」について表示されている。

「家屋価格等縦覧帳簿」とは、地方税法第415条及び第416条の定めに基づき作成し、固定資産税の納税者が所有する家屋の価格が適正かどうか、他の家屋と比較できるよう、一定期間これを縦覧申請することにより確認できるというものである。用紙に印字された台帳であり、内容としては、「所在地番、家屋番号、種類、構造、床面積、価格」について表示されている。

以上のとおり、「登記事項閲覧台帳」及び「家屋価格等縦覧帳簿」はいずれも公開されている行政情報である。なお、実施機関と異議申立人との協議により、「登記事項閲覧台帳の電磁的記録」を本件対象行政情報として特定したことから、上記問題は本件の争点ではなくなった。

## 2 条例第27条の該当性について

異議申立人は、異議申立ての理由において、「家屋価格等縦覧帳簿」が地方税法の規定により情報公開の対象とならないか、を問題にしていた。

条例第27条（他の制度との調整）では、「この条例は、他の法令等の規定により行政情報の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本等の交付の手続きが定められている場合については、適用しない。」と定められている。地方税法第416条では、確かに異議申立人のいうように、縦覧に関する具体的な手続きが定められているとは言い難いが、その記載から、「家屋価格等縦覧帳簿」の縦覧を行うことは明白であるため、地方税法第416条は条例第27条のいう手続きに該当すると解する。

よって、仮に「家屋価格等縦覧帳簿」の公開請求があった場合、この条例によらず、地方税法の定める手続きによることを案内するべきである。しかし、対象者や期間を限定するなど、法令等の縦覧制度に何らかの制限があり、その対象外となる場合には、この条例により公開請求することができる。

なお、本件に関して実施機関は、異議申立人との協議により、地方税法に基づく「家屋価格等縦覧帳簿」ではなく、「登記事項閲覧台帳の電磁的記録」を本件対象行政情報として特定し、非公開決定を行なっているため、この見解については、本件異議申立ての判断に何ら影響を及ぼすものではない。

## 3 本件対象行政情報の存否について

本件対象行政情報は、「登記事項閲覧台帳の電磁的記録」である。

「登記事項閲覧台帳」は「さいたま市税情報システム」から作成される台帳であり、固定資産税に関する情報が蓄積されたホストコンピュータから所定の項目のデータを用紙に直接印字して作成される。台帳の作成には、既存の専用プログラムが使用されているが、用紙に印字することに特化し

たものであるため、途中でデータを保存若しくは抽出するような仕組みにはなっていない。したがって、本件対象行政情報は存在しない。

そもそも、どのようなシステム開発によって、当該業務を実施していくかという問題については、セキュリティを含む技術的な課題及び費用対効果によって、実施機関が個別に検討すべきものであり、その裁量の範疇とするのが相当である。

また、当審査会では、実施機関に対して当該システム運用業務に関する委託契約書一式の提出を求め調査したが、電磁的記録の作成に関する記述は含まれていないことが確認された。このため、当該システムの運用において電磁的記録の作成を怠ったということもできない。

#### 4 電磁的記録の写しの交付について

電磁的記録媒体への電磁的記録の写しの交付について、条例第17条第3号は「電磁的記録の種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法」と定め、また、さいたま市情報公開条例施行規則第8条第6項第3号において、電磁的記録を光ディスクなどに複写したものの交付する方法として、「実施機関がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わせられたものをいう。）により行うことができるもの」と規定されている。

よって、電磁的記録媒体への電磁的記録の写しの交付については、公開請求者が希望し、実施機関が保有する機器、プログラムにより対処できる場合に、光ディスクなど電磁的記録媒体に複写したものを交付できるというものである。

上述したとおり、「さいたま市税情報システム」における台帳作成プログラムは、用紙に印字する台帳の作成に特化したものであり、既存プログラムは、データの抽出など電磁的記録媒体への複写に対処できるものには当たらない。

また、データ抽出が可能となるよう新たなプログラムを作成することについては、多額の費用と期間を要するものであり、これを作成するところまで、条例が電磁的記録の写しの交付を求めていると解することは合理的ではない。

よって、実施機関が、本件対象行政情報を不存在による非公開決定としたことは、妥当である。

#### 5 「さいたま市税情報システム」の再構築について

異議申立人は、「さいたま市税システム再構築委託契約書」において、その「第2編 システム機能仕様」で、「簡単な操作で、データベースから必要なデータを抽出し…」などなど、いつでもどのようなデータでも設定・

抽出できる機能を備えていることを示しているため、簡単に電磁的記録の写しの交付に対応できるのではないかと主張しているが、当該契約書の内容は、現在構築中の新システムにおける機能仕様であり、現行のシステムに対する本件異議申立てでは、これを考慮しない。

6 以上のとおり、本件異議申立てについて、当審査会は上記第1の結論のとおり答申する。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

	平成21年12月8日	諮問の受理
	同 年 12月22日	実施機関から理由説明書を受理
	平成22年 1月18日	異議申立人から意見書を受理
	同 年 1月21日	審議
	同 年 2月18日	実施機関からの意見聴取及び審議
	同 年 3月18日	実施機関からの意見聴取及び審議
	同 年 4月15日	審議
	同 年 5月20日	審議

## さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	石 川 和 子	弁護士
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
委 員	岡 本 弘 哉	弁護士
会長職務代理者	小 室 大	行政経験者

(五十音順)